

入 札 告 示

札幌市告示第 2917 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 7 月 10 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒006-0835 札幌市手稲区曙 5 条 5 丁目 2-1
札幌市建設局土木部雪対策室車両管理事務所
電話(011)681-4311 FAX(011)681-4938

2 入札に付する事項

(1) 調達する役務の名称

ロータリ除雪車 R-57 号ほか 1 台 12 か月点検整備

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約日から令和 6 年 11 月 29 日まで

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する次の事項に該当する者は、競争入札に参加する資格を有さない。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次の各号の一に該当すると認められる者でその事由の発生の日から 3 年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。）

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質管理若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げ

た者

- (エ) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号の一に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務関係）において業種が大分類「一般サービス業」、中分類「車両整備業」に登録されている者であること。
 - (3) 札幌市内又は隣接している市町村に本店又は支店を有し、整備実施工場が市内又は隣接する市町村であること。
 - (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
 - (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
 - (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
 - (7) 当該業務の実施にあたり、整備実施工場が道路運送車両法における認証又は指定工場であること。
 - (8) 業務内容に該当する除雪機械（車両）の製造者から整備等に必要な技術指導及び部品供給が遅滞なく受けられること。また、過去3年間に於いて本業務と同様な官公庁発注の整備業務の受注実績があること。
 - (9) 整備作業及び車両保管等に必要の場所が十分に確保されていること。

4 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付する場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法
上記4(1)の場所にて交付する。また、下記URLのホームページからダウンロードできる。
掲載先URL：<http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/yuki/jigyosha/seibi6.html>

5 入札の日時及び場所

- (1) 入札の日時
令和6年7月23日(火曜日)10時30分
- (2) 入札の場所
札幌市手稲区曙5条5丁目2-1 札幌市建設局土木部雪対策室車両管理事務所

6 入札書の提出方法

上記5の指定日時及び場所において、直接入札箱へ投函(紙入札方式)すること。

7 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当した場合は免除する。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して 3 日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記 3 に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。

以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公平に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(8) 詳細は入札説明書による。